



鳥労基発 1227 第 4 号
令和 5 年 12 月 27 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



墜落制止用器具に係る質疑応答集の改訂について

日ごろから労働基準行政の推進について、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成 30 年 11 月に質疑応答集が厚生労働省にて作成され、令和元年 8 月に改訂されていたところですが、今般、令和 5 年 12 月 20 日付けで再改訂されたとして、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長から通達がありましたので、お知らせします。

再改訂された質疑応答集については、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001183833.pdf>) に掲載されております。

つきましては、当該質疑応答集について、ご了知願いますとともに、傘下会員等関係事業者に対しての周知にご協力くださいますよう、お願いいたします。

●再改訂された質疑応答集掲載場所（厚生労働省ホームページ）

